

災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県浄化槽協会（以下（乙）という。）及び一般財団法人高知県環境検査センター（以下（丙）という。）とは、高知県地域防災計画に基づき、災害時における浄化槽の復旧支援活動に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙及び丙に対し災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協力を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「協力」とは、次に掲げる業務をいう。

- （1）被災地域における浄化槽の状況調査
- （2）被災地域における浄化槽に関する住民相談の実施

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、市町村から要請があったときは、乙及び丙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協力要請書（様式第1-1号、様式第1-2号）（以下、「要請書」という。）」によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等で要請できることとし、後日、速やかに要請書を乙及び丙に送付する。

（協力内容等の協議）

第4条 協力要請を行った市町村と乙及び丙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（完了報告）

第5条 乙及び丙は、第2条第2項に規定する業務を完了したときは、速やかに「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する報告書（様式第2-1号、様式第2-2号）」を甲に提出するものとする。

（経費負担）

第6条 第2条第2項第1号及び第2号の業務に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、高知県土木部公園下水道課長とし、乙においては、一般社団法人高知県浄化槽協会事務局長とし、丙においては一般財団法人高知県環境検査センター事務局長とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織を充てるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事

乙 高知市大原町87-8
一般社団法人高知県浄化槽協会
会長

丙 高知県高知市介良乙815-1
一般財団法人高知県環境検査セン
理事長

様式第1-1号

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人高知県浄化槽協会 会長 様

高知県知事 印

災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協力要請書

このことについて、「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定」第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

市町村名	協力の内容	備考

様式第1-2号

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人高知県環境検査センター 理事長

様

高知県知事

印

災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協力要請書

このことについて、「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定」第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

市町村名	協力の内容	備考

様式第2-1号

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

一般社団法人高知県浄化槽協会 会長 印

災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する業務報告書

このことについて、「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定」第5条の規定により、次のとおり報告します。

番号	市町村名	協力の内容

様式第2-2号

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

一般財団法人高知県環境検査センター 理事長

印

災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する業務報告書

このことについて、「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定」第5条の規定により、次のとおり報告します。

番号	市町村名	協力の内容